

第7回 新宿区自治基本条例検証会議 会議要旨

1 開催年月日

平成27年2月9日（月）

2 会場

新宿区役所 本庁舎6階 第4委員会室

3 出席者

(1) 検証会議委員

辻山幸宣会長、内海麻利副会長、吉川信一委員、古澤謙次委員、斉藤博委員、安田明雄委員、樋口蓉子委員、國谷寛司委員、只野純市委員、衣川信子委員、相澤いづみ委員、清水秀一委員、伊藤陽平委員、高野健委員、土屋慶子委員
(全員出席)

(2) 事務局

平井企画政策課長

(3) 説明者

平井企画政策課長

4 主な内容

(1) 検証報告について

(2) その他

5 会議録

午後 2時01分 開会

○辻山会長 時間になりましたので、第7回新宿区自治基本条例検証会議を開催いたします。

最初に、事務局から、出欠その他について説明いたします。

○事務局 本日の出席状況をご報告いたします。本日はご欠席の連絡をいただいている委員はおりません。衣川委員におかれましては、隣で区の別の審議会のほうに行っていて、途中からこちらのほうにおいでいただくことになっております。相澤委員についてはまだお見えになっておりませんが、現在、確認中でございます。

それでは次に、配付資料を確認させていただきます。まず、左側のほうに先日開催いたしました新宿自治フォーラム2015冬のプログラムのほうを置かせていただいております。

ます。参加していただいた委員には重ねてということになりますが、参考にとということで置かせていただいております。

それで、右側のほうの資料でございますが、一番上が本日の次第になっております。裏面が本日の席順となっております。

その下が、資料1としまして、新宿区自治基本条例検討会議検証結果報告書（素案）でございます。その下に資料2としまして「新宿区自治基本条例検証会議 新宿区議会への報告について」という資料がございます。

それでは次に、卓上マイクですが、ご発言の際は要求4番を押していただきまして、発言が終わりましたら、終了5番でオフにしてください。

以上となります。

○辻山会長 ありがとうございます。

では、引き続いて本日の検証日程について、事務局からお知らせいたします。

○企画政策課長 企画政策課長の平井です。

まず、今、事務局からお話がありましたけれども、1月24日、自治フォーラムを開催させていただきました。検証会議の中からも多くの方にご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

当日は、辻山先生のお話とそれから会場とのトークセッションということで、この会議のこれまでの取組みについて報告をさせていただきました。多くの方に参加していただきまして、実りのある会議になったというところでございます。

それで、本日の進め方ですけれども、本日はいよいよ皆様方にご検討いただきましたこれまでの検証結果のまとめに入っていきたいと考えております。

これから資料1、2を使いまして、皆様方に説明をさせていただきますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

○辻山会長 ありがとうございます。

それでは、今お話のあったように、まとめの案についての報告を受けていきたいと思っております。

それでは、企画政策課長からお願いします。

○企画政策課長 よろしくお願ひいたします。

初めに、本日、資料1、資料2とお配りしておりますが、まずは皆様方とお約束しております新宿区議会への報告ということで、資料2を使いながら報告をさせていただきます。

ます。

この会議につきましては、新宿区自治基本条例を担当する自治・地方分権特別委員会というものがあありますけれども、そちらのほうにご報告をさせていただきまして、意見をいただいているというところでございます。

まず、記書きの下にありますように、1番の特別委員会開催日及び内容ということで、昨年の5月20日を皮切りに、これまで検証会議の開催ごとにご報告をさせていただいているというところでございます。

次に、2番の自治・地方分権特別委員会での質疑・意見要旨でございますが、たくさんあるので、かいつまんで報告をさせていただきます。

まず初めに、昨年の5月20日でございますけれども、このときにはこの検証会議が7月に設置されましたので、検証の方法と検証会議の設置ということでご報告をさせていただいたというところでございます。その中で、一番初めのポチにありますように、議会との関係でいうと、検証会議での意見を自治・地方分権特別委員会に報告をして、こちらからの意見もいただくということで了解を得ているというところでございます。

それから、検証会議の委員についてですけれども、外国の方だとか、あるいは男女比率はどう考えているのかという質問がありまして、公募区民の中で捉えていこうかということと、外国の方については多文化共生の関係者などの参加も考えていくというふうにお答えをしております。

それから、地域自治組織、地域住民などの課題につきましては、今回は条例と関連する諸制度について検証を行うものというところで、また別に検討していくということでご報告をしています。

それから、公募区民の募集の周知についても、自治基本条例を知っていただくという大切な機会になると思うというご意見もいただいているところです。

それから、2番の昨年の7月15日、第1回目の検証会議の報告でございますけれども、このときには何か特徴的な意見はあったかということで、初めに、意見としては自治基本条例そのものを検証するのかというご質問もあったのですが、条例自体が知られていないということから、関連制度を検証して、会議自体もPRすることによって認知度を高めていくこと。関連制度からアプローチしていく中で条例にも問題がある可能性がないかも検証するものですよということでお答えしています。

そのほか、外国人委員の方の話ですとか、あるいはこの条例には議会の設置や議員の

責務も記載されているので、報告をいただく中でもしっかりと意見を発信していきたいというご意見もいただいています。

そのほか、新宿自治フォーラム2014夏についてのご意見もいただいています。

次に、昨年の10月7日、こちらにつきましては、第2回目ということで、条例でいうと12条、それから14、15、16条区民意見の把握ですとか、区政情報の提供というところの検討した内容をご報告させていただいています。

最初に、今回の検証の進め方は、行政評価とどう違うのかというご質問もございました。こちらにつきましては、自治基本条例の趣旨に即しているかどうかという視点で、前文を含めた条文全体を見て、いろいろなご意見をいただく形で進めていくものだとお答えしています。

それから、3つ目のポチで条例の周知度が低いということが調査でも明らかで、周知度を上げるために検証委員会でも議論をしていくのかということなんですが、この検証会議自体も周知度を上げていく1つのツールとして考えており、ホームページの配信など会議の中でも総括・取りまとめのところで議論などもしていきたいとお答えをしています。

それから次に、このページの下の一冊の最後のポチ、よりわかりやすく丁寧に説明してほしいということですが、この会議でも進め方をいろいろと議論しましたが、今回はいきなり制度の項目のところから始めたので、規定されている条文の意味を説明しながら、その制度を説明して、評価、検証に入るようにしていくということでお答えをしております。

それから、3ページ目の2つ目のポチです。議会との検証はいつ行われるのか、前文から検証を始めていただきたい。行政評価と差別化を図るためにも検証の仕方に対して疑問を感じているなどの意見もあって、再度、検証方法は確認しながら、よりよい方向に進むと思う。第2回検証会議のときに検証の進め方についていろいろ皆さんから疑義がありました。第3回目のときに、進め方について皆さんと議論をしたというところなんですが、第2回の説明のときに、こういったご意見などもあり、今後はより丁寧にということも大切だし、なぜ自治基本条例が必要かという基本的なところに立ち返るということも必要だと思うというようなご意見をいただいています。

それから、「前文には」というのがありますけれども、安全、安心、平和、環境、人権、多文化共生、歴史、文化とさまざまな角度から、またこの条文についてもいろいろ

な意見を伺って、特別委員会でも考えていくべきだという意見もいただいています。

それから、1つ飛ばして、若い人に自治基本条例について意識を持たせることは非常に難しいと思う。例えば、庁内で若い職員に対して何か努力をされたことはあるのかという質問ですが、この会議でもご報告いたしましたけれども、新任研修のときにお話もしていますし、採用時のサービスの宣誓の中にも自治基本条例をうたっていたりしています。

それから関連で、例えば自治基本条例というのはどんなものかということをも漫画のような形にして、二十歳の集いとか、若者の集いなどで発信したらどうか。若い人たちの意見をどこでどう聴取するかというのを考えて、いいアイデアを絞って、区が情報発信をする努力をしていただきたいというご意見があり、会議の中でも、今の若い人たちは印刷物など読まないというような話もあったりしました。ツイッターやフェイスブックなどでの配信を今後考えていきたいというふうに答えています。

あとは区内に大学がいっぱいあるので、そういったところの連携なんかも図っていただければいいんじゃないの、というような意見も出ております。

それから、4ページにあって、一番初めのポチになるんですが、自治基本条例制定前と制定後で職員や取組みで、自治基本条例の趣旨がどのように生かされているのか、区側がこれを説明する際に条例の前文、条文とあわせて、それがその後各課でどのようにして意識されて努力をされてきているのか、その辺の表現や取組みももう少し工夫をしたらどうかという意見もいただいていたので、検証に当たっては、条例施行前と後の変化を見るということもあるんですけども、なかなかこの4年間でどう変わったかというのを見るのは難しいこともあって、可能のところは各所管課から説明をさせていただいているというようなお答えもしています。

それからあとは、第4回、11月18日、これは第3回の検証の進め方ですとか、区政運営、職員の責務、区政参加、多文化共生のお話をさせていただいています。

初めのところはホームページに会議録が記載されているのか云々ということですので、ここら辺は省略させていただきまして、あと、多文化共生で5ページです。ヘイトスピーチとか、大久保のまちについて、大久保のまちのありようという個別の質問なんかもありました。

それから、上から4つ目のポチ、第3回目の検証会議を傍聴して、これは議員の方で傍聴された方がいらっしゃるんですけども、本当に試行錯誤しながらやっていて、会議の運営の苦勞をすごく感じた。この検証会議の内容と行政評価の違いとか、ほ

ば行政評価をやっているような感じになってしまうところなどは本当に悩ましい。ただ、最終的には検証結果をまとめていかなければならないという中で、議論は制約する必要はないと思うが、最終的にこの会議を運営していくに当たって見ていくという方向は、あくまでも行政評価ではなくて、さらにブレークダウンした行動指針のようなものか、あるいは逐条解説の充実というか、そういった方向になるのかなと思うが、その点はいかがかというご質問をいただきましたので、今回の評価では、評定票にもあるように、自治基本条例の趣旨に従って、きちんと制度が運営されているか、それをまとめて来年度以降に、今度はそれを区の内部で実際に検証しようと思っていますというお答えをしています。

昨年度は、庁内で自治基本条例についての内部の評価を行って、今回は皆様方に外部評価ということで行っていただいています。それを受けて、制度に何か問題があるのか、条文に何か問題があるのかということなども、来年度は、検証していきたいと思っています。今回の検証も含めて、今のところ試行錯誤しながらやっているというところもあるので、指摘があったところも踏まえながら検証会議を進めていきますとお答えしています。

それから、次の6ページ目にいきまして、上から3つ目のポチ、真ん中辺のところですけれども、今回の検証についての位置づけという説明の中には、今回の検証については、23年4月の条例施行後、初めての検証ということもあり、条例を点検し、課題を見つけ出し、次へとつないでいく入り口と考えているという非常にわかりやすい説明だったと思う。今回の検証が次へとつなげていく入り口ということだが、新区長に改めてお考えがあると思うけれども、せっかく今回の検証で次へとつなげていく入り口と考えているということで、担当課としてこれだけ力を入れてやっていただいているので、そのあたりの考えがあれば説明いただきたいというご質問がありました。

そこで、確かに初めての検証なので、まずは具体的なところからやって、課題をピックアップして洗い出して、全体像をつかんでいくというところで今やっており、そういった中で、何か課題があれば来年度は区で事業自体に問題があるか、それとも条文が問題があるのかということを検証していきたい。一方で、前文や条文などの意見もいただいて、それについても検討していきたいという回答をしているところです。

それから、6ページに入って、これは12月17日、第5回です。ここでは他の自治体との連携ですとか、子どもの権利、教育、あと生涯学習というところを評価していただ

きました。

最初のところはふれあいトークの話なので、省略させていただきますが、次の7ページ、1番目のポチ、「今回の検証会議の結果は」というところで、例えば条文の見直しみたいなどころでいうと、前文の「市民権」は「区民主権」のほうがいいのではないかと、というところで、条文に関しての見直しは、表現も含めて、今回の検証会議を通して特になかったという認識でいいかということなのですが、今回は初めての検証なので、まずは自治基本条例の課題を洗い出して、次につなげていく入り口と考えている。先ほどと同じになってしまいますけれども、一通り検証が終わって、前文、条文についても課題の洗い出しということで意見をいただいたので、報告書にどういった形で記載していくかということについて、これから委員とも協議しながら進めていくというようなお答えをしています。

同じような、今後の検討の仕方ですとか、あるいは自治基本条例ハンドブックの外国語版についての取扱いですとか、あるいは検証会議で出された意見で、具体的に解決できるような問題は、方向性を出せる問題については報告書の中にも加えていったほうがいいんじゃないとか、報告書はいつぐらいまでにできるのか。これは3月発行というふうに考えていますけれども、そういった質疑がございました。

それから、8ページにあって、一番初めのポチ、こういう形で検証している自治体というのは余りない。全国でも二、三しかなくて、ある意味、先進的な事例だと思うので、全国的な発信も含めて、ぜひ報告の方法については、また決まったら委員会に報告していただいて、そこでも議論をさせていただければと思うというご意見です。

会長のほうからも「私が知る限り、自治基本条例に沿った政策ができているか、検証を行っている自治体は二、三しかない。恐らく新宿区のような形で検証会議をやっている自治体はほかにない。この検証会議が設置された意義が他の自治体にも伝わっていくようにしたいと思っている。この検証により努力をしていくということは見せたい。」というコメントもいただいているので、その成果を広く発信していきたいというふうにお答えをしています。

それから、一番最後のところですが、検証会議は初めての取組みであったので、試行錯誤されながら努力されていることが当委員会としてもよくわかった。日時の設定やタイムスケジュールの工夫、ちょっと自画自賛になってしまいますが、資料を用いて丁寧に説明していることなど、そういった努力も、PRに努めていけばよいと思うというよ

うな意見もいただいています。

この会議での6回までの検証について、逐一、議会の委員会のほうには報告させていただいており、このようなご意見をいただいているところです。

資料2の報告についての説明は以上となります。

○辻山会長 引き続き資料1のほう、ご説明を受けていいですか。途中でやりますか。いいですか。

○企画政策課長 今日のメーンのところでかなりボリュームがあるので、先に説明をさせていただければなとは思いますが。

○辻山会長 続けたほうがいいの。

○企画政策課長 続けたほうがいいです。

○辻山会長 それでは、続けて聞くことにいたします。

○企画政策課長 続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

冒頭でも申し上げました、皆さん、今まで第1回からずっと6回までご参加いただきまして、いろいろと議論をしていただきまして、どうもありがとうございました。

当会議としても、いよいよ報告のまとめに入らなくてはならないということで、今回は、今まで皆様方から出された意見を、報告書素案という形でまとめさせていただいているところです。

まず、全体のつくりですが、表紙をお開きいただいて3ページに「はじめに」とありますが、これは会長のほうからコメントをいただきたいと思っています。

それから、4ページになりますけれども、目次が記載されています。全体のつくりとして、本編が第1章から第5章まであります。それから次に資料編ということで、資料1から5にありますように、条例文ですとか、設置要綱だとか、皆様の委員名簿ですとか、これまで検討していただいた個票ですとか、会議概要を添付したいと思っています。

1つ1つ見ますと「はじめに」の次に、第1章 新宿区自治基本条例の検証、第2章 新宿区自治基本条例検証会議の設置につきましては、これは5ページから9ページになります。お戻りいただいて、5ページの第1章のところ、これは新宿区自治基本条例の検証、1の検証の趣旨、それから2 検証に関する基本的な考え方、3 検証の進め方につきましては、これは前回フォーラムに出席していただいた方はご覧になったと思いますけれども、パワーポイントで区民の皆さんにご紹介した内容を文章としてこちらに記載させていただいているところです。この検証の進め方の流れ図なんかもそのままこちらのほうに、

少し概略で載せさせていただいています。

それから、6ページの第2章 新宿区自治基本条例検証会議の設置、1番の新宿区自治基本条例検証会議設置の経緯。こちらにつきましても、1月24日のフォーラムで、パワーポイントで説明をさせていただいたものを文章化したものです。この絵についてはパワーポイントをそのまま記載させていただいています。後ろのほうに皆様のお名前も添付させていただきたいと考えています。

それから、7ページの3 検証会議の開催経過、こちらにつきましては、今までの1回から今日も含めて7回、次の検証会議で8回も書いていますが、これまでの議題・内容を一覧表にしたものです。

ここまではこれまでの経緯ですとか、検証会議の説明、検証会議開催の経過を表としてまとめたものです。

特に、例えば5ページの2番 検証に関する基本的な考え方のところなんかは、これまでも説明してきておりますが、条例の認知度が低く区民に浸透していない条例（前文や条文）そのものにスポットを当てる前に、まずは条文に規定している区民生活に大きくかかわってくる具体的な区政運営の制度・仕組み（行政サービス）など、関連諸制度が条例の趣旨に即して実施されているかの視点から評価を行い、条例の全体像やその内容を把握するとともに、その検証結果を踏まえて、条例全体について議論していくこととしましたという経緯を記載させていただいているのと同時に、3番の検証の進め方、こちらについても流れ図にありますように、条例に規定する関連諸制度等の各項目についての評価、それから全体評価ということで各項目について評価結果を整理し、全体の評価及び総括、検証ということで全体評価・総括に基づき、自治基本条例の趣旨に即した制度等が運営されているかの確認を行うとともに、課題について取りまとめ、報告書の作成をするという流れにしております。

こういった形で経緯等を説明していただきまして、10ページ目以降、第3章となりますけれども、10ページ目、新宿区自治基本条例の関連制度等の検証内容と評価ということで、こちらは今まで皆様方に評価していただきました関連項目について一覧表にまとめたものです。1番でいうと、検証項目、区民ニーズの的確な把握。条文については、第12条、区の行政機関の責務。主な関連制度等につきましては、①の区政モニター制度から④の区長へのはがき・投書による広聴となっています。

以下、同じように一覧表としてまとめています。これが18項目、33事業ございまし

た。

そして、次のところが13ページ目から2番 各検証項目の評価結果及び意見ということで、これは中扉的になっていますが、開いていただきますと15ページから前回のときに未定稿という形で、皆様方にご議論いただきましたけれども、今回はある程度まとめたものを報告書として記載させていただいております。

例えば、第5条の区民の権利。これはまず条文があって、解説があって、検証項目です。区の自治の担い手として生涯にわたり学ぶ権利、検証No.17ということで、(1)の主な関連制度等、生涯学習に関連する事業が挙げられています。(2)で評価の視点、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われているかという視点から評価しましたということで、(3)の評価、これはAからEまで皆さんに評価していただいておりますが、フォーラムのときには星をいくついただきましたというような表現なんかもしましたけれども、評価、点数をここに記載させていただいております。これは人数にするのか、1人1点で点数にするのか調整させていただきます。

(4)で評価理由・意見ということで、前回かなりいっぱい出ていました。重複するものもかなりあり、また評価の理由と意見がごちゃごちゃになっていましたので、これを整理しています。1つ挙げさせていただきますと、まず、地域自治の担い手になるには学ぶことが欠かせない。こうした学ぶことが権利として認めていることを大切にしていきたい。また、地域の課題をつかみ、掘り下げ、解決に結びつけていくためには情報を理解し、共有することが不可欠。そのための機会の提供の場を新宿区は多く設定していることがうかがえる。いわゆる生涯学習の機会はかなり整備され、多くの区民に提供されている。しかし、自治基本条例の第5条に規定されている学ぶ権利とは、自治の担い手としての区民の権利という意味が込められている。今年度の自治フォーラムは企画内容も工夫されていた。また、ふれあいトーク宅急便も他の自治体にはない施策であり、もっと活用すべきであるというご意見。

それから、次のページ、裏の16ページにいまして、1点目、活動の周知が若年層には伝わっていない、PRの工夫が必要であるとか、第5条の学ぶ権利は、生涯学習としての捉え方もあるが、一方で自治の担い手としての学習の機会という点にも目を向けなければならない。解説にもあるように「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを忘れてはならず、出された情報や政策を説明してもらうだけではなく、理解するための学習をする機会を保障してもらう権利がある。

最後に、学ぶ権利については、論点をもう一度整理する必要があると書かれています。

個別質問ですとか、あるいは個別の施策の議論につきましては、省略させていただきまして、個別質問はまた次の回までに、今、各課に照会していますので、まとめたものをご提示したいと思っています。

以下、17ページの12条の区の行政機関の責務。これにつきましても、区民ニーズの的確な把握に努めているかという視点からの評価ですが、A、B、C、D、Eはこういった状況です。

それから、評価理由・意見につきましても、さまざまな調査により区民ニーズの把握に努めていると思うが、把握した区民ニーズをどれだけ施策に反映しているかということが重要である等々の意見をいただいています。

それから、18ページ目検証項目 区民への説明責任、こちらについては、(2)になりますけれども、多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たしているか。区政情報の取得しやすさ。こちらもおおむねB、Cという評価をいただいております。意見としてもさまざまな媒体を駆使しており、取得しやすい状況にある。IT化が進む今も広報しんじゅくは一番手に入れやすい媒体だが、情報量が多いとは思えないというご意見をいただいています。

それから19ページにあって、視点②、紙面・画面等のわかりやすさ。これもB、Cの評価、意見をいただいております。ただ、意見としては広報しんじゅくというのは身近な情報を知るためのものなので、さらにわかりやすくすることが必要、紙面の工夫も大切だと考えているという意見をいただいています。

さらに、多様な方法によりわかりやすい区政運営の情報提供。これも大体B、Cの評価を受けているところです。評価理由・意見については、工夫しているけれども、もっと工夫が必要という意見ですとか、双方向のやりとりができることも求められるという意見をいただいています。それから、20ページにあって、説明責任は果たされているかということにつきましても、ほぼB、C、果たされている、ある程度果たされているという評価をいただいています。

そのほか、21ページの第13条、職員の責務。公益保護、法令遵守、公正・公平な職務遂行というところでも、ここはA、B、Cというところで評価をいただいているというところ。それから、22ページ。職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上というところでも、B、Cというところで評価をいただいています。

23ページ、第14条、区政運営の原則。ここが一番ボリュームがあったのですが、区民意見の把握につきましても、評価は24ページにございますように、B、Cの評価をいただいています。それから、組織の整備。こちらにつきましても、ほぼB、Cの評価をいただいています。

次の25ページの行政評価の実施と区政運営への適切な反映も、大体AからCの評価をいただいています。

それから、財政の健全化。こちらは26ページになりますが、おおむね「良く努めている」から「ある程度努めている」という評価です。

下の、区の財政状況の公表につきましても、大体、同様な評価になっています。

それから、区民の区政への参加・協働の機会の提供につきましても、評価は、機会の提供がされているかということにつきまして、AからCの評価ということで、評価理由・意見につきましては、区民会議、区民討議会、各種審議会への区民参加の努力は果たしており、対応は評価できるけれども、会議内容や情報提供は区民に対してもっと提供等をしてほしいということですか、制度は充実しているけれども、サイレントマジョリティーが意見を発言できるような意識づけが必要となっている。審議会などは、若年層を初めもっと多くの世代が参加すべき。区政への参加、機会の提供を具体的にわかりやすい方法で行わなければ、区民はなかなか一步を踏み出せない。1行あいていますが、多様な主体との協働の推進には、行政との協働だけでなく、多様な主体同士の協働の横のつながりも必要。区民を幅広く捉え、区政への参加を促し、区民との協働やさまざまな主体間の協働の機会を提供していくことは、まさに自治の基本といえる。新宿はNPOの数も多く、NPOと地域団体が協働することで、それぞれの特性を生かした活動ができると考えているというご意見をいただいております。

それから、29ページ、第15条、情報公開。こちらにつきましてもある程度進んでいるという評価をいただいておりますし、30ページ、第16条、個人情報保護。こちらにつきましてB、Cの評価を、「適切に保護・管理されている」、「ある程度されている」という評価をいただいています。

それから、31ページ、子どもの権利につきましては、子どもが社会の一員としてみずからの意見を表明する権利や健やかに育つ環境が保障される取組みが行われているかということにつきましても、ほぼB、Cということです。

評価・理由については、自治基本条例に子どもの権利が情報となって組み込まれてい

るのは高く評価をしたい。特に区長が出向いて子どもたちと意見交換をする小・中学生フォーラムや意見を表明する権利として生徒会役員交流会、学校評価のアンケート実施などに取り組んでいることは評価できる。新宿区の憲法である自治基本条例をもとに、区政を学ぶことから始めていけばいいと思う。その上で社会の一員としての自覚を持ち、意見を表明するというのが望ましい。また、その意見を聞くことも大切である。条例に子どもの意見表明の権利が定められている、全国でも数少ない新宿区の自治基本条例であるからこそ、その特色を生かした子どもの意見表明の場をもっとつくるべきであるというご意見もいただいています。

それから、33ページ、23条、国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力。ここは少し説明不備なところもありまして、後から協定とか資料をお送りしたところもあるのですけれども、ほぼ取り組まれているという評価をいただいております。

それから、34ページ、24条、国際社会との関係。ここは多文化共生のまちづくりの推進という観点から評価していただきました。ここにつきましても、ある程度進んでいるという評価をいただいています。

評価理由・意見として、外国人居住者が多い地域では、外国人に対する施策とともに地域住民を巻き込んだ共生のまちづくり施策を展開・推進することが必要である。多文化共生という言葉で済ませていいのか。外国籍の人が数多く住み、働き、学び、また海外企業も数多く存在し、観光客も多く訪れる日本でも、特に特色のある新宿であるからこそ、行政だけでなく、区民・議会も国際都市という自覚を持っていかなければならない。最後に、現代のようなグローバルな時代状況の中で、多文化共生施策を推進することは当然のことだと思う。新宿区が1割を超える外国人住民を有する自治体であることは、都内だけではなく、全国的にも多文化共生まちづくりの施策を推進する自治体のモデルとなるべきであるというご意見をいただいております。

最後に、35ページのところで、検証項目評価結果一覧、これは18項目の評価A、B、C、D、Eを全部まとめたものです。1項目当たり一番下に平均すると、Bが5.2、それからCが2.9という評価をいただいているというところです。

以上が、前回も皆さんからご意見をいただきまして、まとめた評価でございまして、次のところからが肝になってくるところですけれども、最後の第4章、新宿区自治基本条例の検証の総括（まとめ）でございまして、はじめに、最後の42ページのところです。この会議での考え方、今後の方向性をここにまとめております。文書につきましては、

少し精査させていただきますので、内容についてご確認いただきたいと思います。

第5章で、自治基本条例の検証結果及び必要な措置ということで、読み上げさせていただきます。

条例第25条には、検証を行い、条例の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずるものとして規定されている。今回の検証では、自治基本条例に関連する諸制度が条例の趣旨に即して運営されているかという側面から条例の検証を行い、その結果、全体としてはおおむね自治基本条例の趣旨に即した施策の取組みが行われているという評価を行った。

一方、各条文等に対するさまざまな指摘事項があり、これらの課題については、自治基本条例の充実と新宿区のさらなる自治の実現に向けて検討を行い、その結果を受けて必要な措置を講じていく必要がある。

必要な措置については、指摘を受けて新宿区が、まず区側が関連する諸制度の内容や運営方法等の改善を行っていくこと。また、条文自体に問題がある場合には、条例の見直しも視野に入れて検討していくことが必要である。ただし、条例の見直しを行う場合には条例の制定時と同様に、区民、議会、これは「区」となっていますけれども、行政、執行機関です、後で訂正します。の三者での取組みを行うこと。

なお、今後の検討課題として整理した事項については、十分に議論を深め、その方向性を提示していくことが必要である。

今後の適正な対応に期待するとともに、新宿のさらなる自治の推進に向けた取組みに期待するものであるというふうにまとめさせていただいておりますが、何かというと、1つは、関連する諸制度を評価していただき、指摘事項も多くありました。これについて、まず区側にこの会議から提起されたというふうを考えて、区側のほうでその制度の改善等について検討してまいります。ただし、その制度の改善で指摘事項が解決されるかどうかということもあります。もしそれが解決されないのであれば、条文にも問題があるんじゃないかということで、今度は条文自体も検討していかなくてはならないということになります。ただし、その条文の見直しを行う場合には、これは策定時と同様に、区民と議会と行政、三者で取組みを行うこととなるということをここに明記したものでございます。

それからもう1つ、この制度以外にも前文ですとか、条文全体についてのご意見なんかもいただきました。それが下から4行目、「なお」というところ、「今後の検討課題として整理した事項については」とまとめさせていただいておりますけれども、後ほど

説明いたします。

そういった事項については十分に議論を深め、その方向性を提示していくことが必要であるという、大きく分けて2つの方向性を打ち出しているところでございます。

そして、その内容ですが、37ページにお戻りいただきまして、まとめが、まずは1番の全体評価と、それから2番の関連する諸制度の規定条文の評価とありますが、条文に規定する関連する諸制度の評価は今まで皆さんにやっていただいたものです。

それから、39ページに前文及び条文全体についての意見・課題という形でまとめさせていただいています。ここは重要なところですので、読ませていただきます。37ページです。

本検証会議では、平成23年4月の自治基本条例施行後、第25条に基づく初めての検証ということもあり、条例を点検して課題を見つけ出し、次の4年間へとつなげていくものと考えた。これは進め方についてこの会議でも皆さんに提示させていただいたところでした。このため、はじめに条例に規定している具体的な区の制度の評価及び議論を通して、条文の趣旨や内容を初め、条例の全体像を把握・理解し、次に、条例全体に対する議論を行った。これらの結果を受け、本報告書では、関連する諸制度の検証・評価結果や意見のほか、前文や条文全体に対する課題を提起した。本検証結果のまとめに当たっては、全体評価及び関連する諸制度から見た規定条文の評価、ここも少し直しますが、要は、全体評価と関連する諸制度の評価とともにとということです。前文や条文全体に関する課題をここに記すものであるとまとめています。

ここから全体評価に入りますが、1番です。これは実はこれまで辻山先生、前回のフォーラムでも発言がございましたけれども、先生の言葉を引用させていただいてまとめたものでございます。

今回の検証から、検証対象とした関連する諸制度が、自治基本条例の施行を契機として新たに創設されたものであるのか、自治基本条例の趣旨に即して、さらに充実・発展しているものであるかについての整理が必要であるが、全体としては、さまざまな施策がおおむね自治基本条例の規定または、精神に大きく違背していないのではないかとの評価を得た。おおむね自治基本条例の趣旨に即した施策の取組みが行われていると評価できるということで、評価自体は、いろいろご意見をいただいていますけれども、大体Bとか、Cとか、おおむね取り組まれているというご意見をいただきましたので、この

ような書き方にしています。

それから、次の関連する諸制度の評価につきましては、検証を通じて、検証対象となった関連する諸制度を規定している各条文についての評価は次のとおりであるということで、条文ごとに出てくる制度について評価をしています。

まず、第5条、区民の権利では、区民の権利として規定する「公共サービスを受ける権利」及び「区政に参加する権利」について、それぞれ区政への施策として規定する条文で評価することとし、ここでは「区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」に関する評価を行った。実は、区民の権利には公共サービスを受ける権利、区政に参加する権利等々出ているのですが、それは後ほど出てくるところで評価しましたということです。区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利については、おおむね生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われていると評価できる。ただし、先ほどご紹介をしましたが、「自治の担い手」や「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」の前提としての「生涯にわたり学ぶ権利」という観点から施策について整理していく必要がありますという指摘を記載しています。

次に、第12条、区の行政機関の責務。区民に最も身近な行政機関として自らの判断及び責任のもとで職務を執行するため、おおむね区民ニーズの的確な把握に努めていると評価できる。ただし、区民ニーズの把握の施策への反映や事業の改善にどのようにつながっているかの結果やその過程が見えにくいいため、工夫や努力が必要である。また、若年層や外国人の意見・要望の把握が必要である。

次に、区民への説明責任については、区政情報の取得しやすさ、わかりやすさ、多様な方法によるわかりやすい情報提供という点から説明責任は果たされていると評価できる。ただし、多様な方法による情報提供や区政情報の取得しやすさについては、双方向のやりとりも必要であること、わかりやすさでは、広報しんじゅく等の見やすさのより一層の工夫、また、今後とも、区政情報の提供に対する説明責任を果たしているかを自覚し努力していくことが必要であるとまとめさせていただいています。

第13条、職員の責務につきましては、おおむね区民の視点に立った区の自治の実現が推進されていると評価できる。また、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上への取組みについてもおおむね実施されていると評価できる。自治基本条例の規定が具体的な形になって示されているということはわかるが、職員一人一人の仕事にどのように反映されているのかも明確にしていくことが必要である。また、区民の視点に立った

区の自治を実現していくためには、現場・現実を重視していくことが必要であり、こうした観点からの研修の充実が望まれる。

後段の意見につきましては、前段で説明いたしました皆様からの意見ですとか、エッセンスを抜き出して、こういった形で示しています。

それから、14条、区政運営の原則。これは一番ボリュームが多いのですが、区政運営を行っていくに当たり、多様な方法による区民意見の把握、組織相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮する組織の整備、行政評価の結果公表と区政運営への適切な反映、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立、適切な方法による区の財政状況の公表、区民の区政への参加及び協働の機会の提供といった区政運営の原則に掲げられる項目については、全体として、おおむね条例の趣旨に即して行われていると評価できる。

特に、行政評価の区政運営への適切な反映と事務事業の見直しは財政の健全化につながるものであり、区財政状況の公表については、情報公開としては評価できるが、よりわかりやすい公表の方法にさらなる工夫が必要である。

多様な方法による区民意見の把握については、意見に対する対応や対応する場合の優先順位の明確化が重要である。

また、組織の整備については、「組織相互の連携」や「一体として行政機能を発揮する」ことについてのさらなる取組みが必要とされる。

区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、区の施策の計画段階からの参画をより多く実施することや、若年層を初め多様な世代の参加・協働への関わり、サイレントマジョリティーの参加が求められる。

また、NPO、地域活動団体、企業、大学など、新宿の地域の実情に即した多様な主体の参加と協働の仕組みが形成されていくことを期待するという事です。

次に、第15条、情報公開、第16条、個人情報保護。こちらにつきましては、区民の区政への参加を推進していくために必要な区民の区政に関する情報を知る権利の保障と積極的な情報公開は進んでおり、区が保有する個人情報に関する情報の保護と管理は適切に行われていると評価できる。今後もさらに慎重かつ適切な運営を求めるものである。これはもともと条例などの制度、仕組みでございますので、政策的なものではないということで、余り意見なども出ておりませんので、こういった形でまとめています。

それから、第22条、子どもの権利。おおむね子どもの自らの意見を表明する権利や

健やかに育つ環境の保障は行われていると評価できる。

しかし、社会の一員として自らに係る区政に対する意見表明の場や環境をさらに設ける必要がある。さらに意見を表明する権利だけでなく、区政参加やまちづくりに参加する権利も必要と考える。また、教育の中に自治基本条例がどう生かされているかがわかりにくく、今後に期待するという形でまとめています。

第23条、国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力。これにつきましては、今回は国・都・関係機関との連携協力についての説明が不十分であったが、おおむね広域的な課題または共通の課題の解決に当たり、連携または相互協力して取り組まれていると評価できる。

関係機関については、区内の大学や病院など各分野での連携が重要である。今後は、国・都・他自治体との連携・交流により地域の課題を解決していくことが求められる。

第24条、国、国際社会との関係につきましては、多文化共生社会の実現という観点から、新宿区の多文化共生まちづくりは、国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び調和に努めていると評価できる。

外国人が住み、働き、学び、また観光客も多く訪れる新宿では、お互いの言語・文化などの理解を深め、国際都市としての自覚を持って取り組んでいくことが必要である。

以上、各条文に出てくる制度についての評価をこのような形で皆様からの意見をもとにまとめさせていただいております。

次に、第3が前文、条文全体についての意見・課題ということですが、このリード文なんです。今回は、自治基本条例に関連する諸制度が条例の趣旨に即して運営されているかという側面から条例の検証を行ったものである。

一方、関連する諸制度を規定する条文以外の前文及び条文全体についても、第25条に規定する条例の検証という観点に立ち、検証会議において意見交換等を行いました。

そして、これらの意見については、今回の検証の趣旨や、項目及び内容として、条例の重要な要素であること、また時間をかけた十分な議論が必要であることから、今後の検討課題として整理させていただいたということです。

いくつかありまして、まずは1番の前文及び各条項に記載されている以下の語句についての問題提起。

まず前文については、「市民主権」と「多文化共生社会の実現」ということが挙げられました。これはもともと条例を策定するときにもよく議論がなされたと思うのですけ

れども、「市民主権」というのは制定時には、少し崇高な立場から「市民主権」という言葉を用いたということもありましたが、条例では、区民という定義を明確にしているので、「区民主権」という捉え方も考慮していく必要があるんじゃないかというもの。

それから、「多文化共生社会の実現」。多文化共生社会を実現していく前提として、「多文化共生」の意味や捉え方の議論が必要である。

次に、ここに書いてある各条文が該当するのですが、「区民」と「住民」、こちらにつきましても条例制定時にかなり議論をしていただいたと思いますが、「区民」と「住民」の位置づけの整理や明確化が必要。条例で「区民」の定義を幅広くとっているということもあり、条例制定時にも議論をしたものであるのですけれども、改めて再確認する必要があるのではないかと整理させていただいています。

それから、次に条文ですが、14条の区政運営の原則ということで、「参加」です。こちらも「参加」、「参画」という視点での議論があったと思いますが、条文には「参加」という言葉が使われているのですが、区政や自治へのかかわりという意味合いから「参画」ということもある。「参加」と「参画」それぞれを定義して使い分けていくことが必要であるというふうに述べさせていただいています。

それから（2）として、各条項についての問題提起ということで、1つは14条、区政運営の原則。その前に説明しましたが、語句ということで、今度は条文です。第14条です。区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、若者の区政参加というものが非常におくれている。

第21条、地域自治。区民が主役という観点に立ち、新宿区から区民への権限の移譲の方向性を打ち出していくことが求められる。決定すべき権限がなければ参加といっても中身がないものになってしまう。区民が自ら地域のことを考え、地域自治組織がどんな権限を持つべきかという点を考えることが必要であり、そのときの受け皿をどうするかを検討していかなければならない。また、既存の諸団体との調整も必要である。

それから、最後に第25条、条例の見直し等では、条例の見直しの条項であるんだけど、必要な措置を講ずるものとするところがあるが、見直しが明確になっていない。また、検証のあり方についても示していくことも必要であるということも意見として出されておりましたので、今回はこういう形でまとめさせていただいております。

これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、まずは制度、仕組みの検証結果ということで、改善を求めるもの、そして仕組み、制度を改善してそれが直るのか、

それとも条文自体に何か問題があるのかということも検討していく必要があるということ、それから、前文、条文全体の語句ですとか、その他の意見につきましては、これはこの場だけでは議論をし尽くせないなので、課題として十分に議論を深めていくことが必要という形で、報告書としては示させていただくものです。

以上、雑駁ではございますけれども、新宿区自治基本条例検証結果報告書の素案につきまして、こういう形でまとめさせていただいたということでご説明をさせていただきました。

今日ご意見をいただくんですけれども、なかなか今日だけでは意見が出尽くさないかもしれないので、また後ほど説明しますが、報告書素案をお持ち帰りいただきまして、意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○辻山会長 ありがとうございます。

報告書の素案が出されました。どうもお疲れさまでした。

どうでしょうか。まだ少し時間があるので、今ご説明があったように、「てにをは」の問題とか、その他細かな訂正点、入れかえとか、そういったことについては、校正という形で皆さんに提出していただいて、それを最終報告書に取り入れていただくという、そういう作業を予定しているそうですので、今日は、したがって今ご説明を受け、あるいはこの素案を見ていただいた上で、気づいたことをまず出し合うということにいたしましょう。

前半の議会との関係とか、後半の資料1素案とか、分けませんので、どこからでもご意見を出していただいて、意見交換したいと思います。

では、どうぞ、ご意見のある方は。

○伊藤委員 全体を通して思ったことなんですけれども、欠けている点がすごくあるなというふうに思っています、それは何かというと、新しい価値観を提案するということがすごく今回は欠けてしまっていたなというふうに思っています。事業の評価って、これは前からずっと問題になっていたものなんですけれども、事業の評価だったり、制度の評価というものは、これに目を向けてしまうと、ちょっとした問題を直したりとか、あら探しとまでは言わないんですけれども、これも非常に大事なことですけれども、その範囲で話が終わってしまうことがあるんですね。ただ、今の現状の、例えば行政全体を見ても、本当にすごく重大な問題があって、それで生活が困窮するようなことがある

かという、まずほとんど、多分ないと思うんです。となると、余り問題になるというよりは、ちょっと直してそれでよかったなという話になってしまうと思うんですけれども、本当に区民が主役のまちづくりということを推進するのであれば、そういった条文の考え方ですとか、それをもとに今後どうしていったらいいのかという提案する場というのがやっぱり必要だと思っていて、今回は提案する場がなかったというのが、全体を通して感じたことだと思っています。

これからは、できるのであれば、こういった提案をする場というところのほうがむしろ私はウエートを重くしたほうがいいのかというのをすごく感じていて、大体、結果が事業の評価とか、制度の評価だとか、見えちゃうような、ここを直したらそれでいいよねという話で終わってしまうので、本当に区民が主役になるためには何をしたらいいのかということをお話する場が必要なのかなと思いました。

もう1点、議会とのやりとりという、私は一回見に行ったことがあるんですけども、直接見に行って思ったことは、自分たちが話していることと報告された話というのは、ちょっとニュアンスが違っている部分がありまして、そういった場に直接話ができたらいいと思うので、できれば直接話をする場が、区民と議会が話す場があったほうがいいんじゃないか。それは別に全員参加すればいいというわけではないと思うんですけども、全員ご都合があると思うので、来たい人は来て意見を言うとか、代表者が何人か、いつも後ろに何名か課長さんとか来てくださっていると思うんですが、あんな感じで、ちょっと行って話したい人は話すみたいなの、そんな感じにしたほうが話はうまくいくのかなと思いました。

以上です。

○辻山会長 ありがとうございます。

どうでしょうか。一々やってもしょうがないでしょ。

一応ご意見をメモしておいて、最終答申にどう生かすか。最後のは僕も大事だと思うんですけども、例えば報告書に議会と検討委員会の共催でフォーラムでもやりませんかというような提案、そういうのがあってもいいと思いますね。

それから、そもそも何をどうやって評価するのか、区民が主役と言うけれども、どうやったら区民が主役になれるのかという視点で評価するということになる、今度は評価方法、評価の手法というのをどこかでやらなきゃいけませんね。それなんか、できればぜひ次回の検証までに方法を確立してほしいなとかというようなことになるの

でしょうか。大変貴重なご意見をありがとうございました。

そのほか。

○安田委員 まず、簡単な、ここで修正ができる部分だけ、文言を訂正させていただければと思うのがあります。

6 ページですが、第2章のところで、「自治基本条例25条にはこの条例及び関連する諸制度を区民とともに検証することを規定しています」、これでは半分しか理解できないんです、この25条が。後半の部分がわからないんですよ、これを見ただけでは。ですから、例えば「区民及び議会とともに」とか、また「このため今回は」という、今回はこういう部分だけで、全体のここだけですよということの部分の部分を明確にするか、さもなければ、25条の条文をそのままぼんと入れて、そうすれば全体がよくわかると思うんですが、入れた中でこのような文言を続けていくというのも一つの方法かなと思うんですけれども。

それと、38ページの後ろから6行目になるんでしょうか。「区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、区の施策の計画段階からの」、ここで文言を「参画」と使っておるのですが、これは今の自治基本条例では「参加」という表現ですから、ここを訂正したほうがよろしいんじゃないかな。でないと読むほうは「参加」と「参画」をどう理解したらいいんだということにもなりかねないので、多分、計画段階からの云々という「参画」を行政の立場からすれば使いたいところだと思いますし、私もそれは理解できるんですが、この部分では、やはり両面含んだ部分の「参加」という意味合いで、「参加」の文言定義はしていませんけれども、今の段階ではそういう理解の中でやっていったほうが特に混乱しないんじゃないかなという気がいたします。文言については以上です。

○辻山会長 どうですか、原案作成者としては。

○企画政策課長 最初の6ページにつきましては、ご指摘ありましたので、後ろの文章とのつながりも考えて、整理をさせていただきます。

○辻山会長 そうですね。

○企画政策課長 それから、38ページにつきましても、確かにご指摘のとおり、条例の中では「参画」という言葉を使っています。今回皆さんからいただいた意見の中に「参画」とあったものですから、その通りにしたものです。ご指摘もありましたので、ここは「参加」に直させていただきます。

- 辻山会長 そうですね。別に「参加」と「参画」についてちゃんと使い分けろとか、言っているんですからね。これはそうしましょう。古澤さん、どうぞ。
- 古澤委員 確認させていただきたいのですが。今日、配られたかなり大量の資料は、できたら事前にお配りいただけたらありがたかったのですが。会長さん、副会長さんには事前に見ていただいているんですか、それとも全然初めて。
- 辻山会長 ごく一部、第4章かな。検証の総括のまとめ。できれば目を通してというふうに送ってもらいましたけれども。あとは見ていませんでした。
- 企画政策課長 結構いっぱいあったので、まとめるのに時間がかかって申し訳ありません。
- 内海副会長 きょう夜中にメールで送られてきました。
- 企画政策課長 すみませんでした。それで今日この会議が始まる前に急いで会長に説明させていただいたというところがございます。
- 辻山会長 それでいいですか。
- 古澤委員 結構です。
- 辻山会長 どうぞ。
- 土屋委員 資料2についてなんですけれども、私は新宿区議会からの報告を今日いただけるのかなと思ってずっといたんですけれども、これは議会への報告だけであって、議会自体はこの自治条例の検証というのは行っているのでしょうか。
- 何か初めの説明ですと、議会は議会で検証を行って、こちらに報告をくださるというお話だったんですけれども、それはどこにいったのかかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。
- 企画政策課長 今回、議会については、自治・地方分権特別委員会にご報告をして、ご意見をいただくという形で、当初からそういった形で始めさせていただいて、今回まとめてご報告をするという形でございます。議会の事項について、議会にお任せをしてやっていただくという形になります。
- 辻山会長 いいですかと言っていますが。
- 土屋委員 ということは、議会はその特別委員会では特に検証を行っていないということでしょうか。
- 企画政策課長 特段、独自に条例について検証するというのではなくて、この検証会議の報告をして、そこでご意見をいただく、議論していただくという形で進めていると

いうところですよ。

○辻山会長 いいですか。

ほか、どうぞ。

○樋口委員 適切かどうかわからないですけども、こういう場で申し上げるのは。感想みたいなものでもよろしいでしょうか。

○辻山会長 どうぞ。

○樋口委員 私は自治基本条例の検証とか、見直しとかと言われるものが、先生もおっしゃっているし、今日のお話にもありましたけれども、全国でも本当に例がないというので、私自身もそういうものがきちんと行われているところというのはあるのかなとか、余り聞いたことがないなと思って、今回の4年を待たずにというところでの検証があるということで、どういうやり方をするのだろうかということに非常に興味というか、興味深く思って参加させていただいたんですけども、条例と関連する諸制度について検証を行うという、ああ、こういう視点からするのかということに一つ勉強させていただいて、ただ、自治基本条例という、本当に広範にわたるものなので、どんな項目でやるのかと思っていたら、事務局のほうから提起があって、なるほどと思いながら、わからない部分も含めて意見も書かせていただきました。

それはそれとして、こういう検証のやり方というのが一つあるということがよくわかりましたし、意義があったと思っております。

ただ、資料2の1ページのポチの3つ目のところについて、地域自治組織及び住民投票などの課題については、今回の検証からは外しているのかという、議会のほうからもこういうご質問があったということがわかったんですけども、区民検討委員会の中でもこの2つについては最終的には結論まで出せずについて、また全体の会議の中でもこれについては別途条例をつくるということで始まって、4年間に私はこれがどういう形で進んでいくのだろうかということに非常に興味を持っておりました。こういう条例の中で定めた条文というものが、例えば別途条例をつくって検討していくというふうにしたわけですから、それが4年間にどういうふうに進んでいくかということも一つの大きな検討だと思っていたものですから、今回はそういう検討ではなかった、検証ではなかったということはいいんですけども、議会のほうからもこういう発言があったということは、議会のほうでもこれについての何らかの必要性とか、そういうものがこの4年間の中に語られていたのか、それはどんなふうに行政としては捉えていらっしやった

のかということを知りたいと思います。

ただ、今の話題にこれが適しているのかどうかはちょっとわかりませんので、感想として申し上げさせていただきました。

○辻山会長 どうですか。

○企画政策課長 行政側も新しい自治組織ですとか、住民投票の課題については整理しているところです。ただ、例えば新しい地域自治組織については、既存の町会ですとか、あるいは地区協議会、そういったところもございまして、そこら辺との兼ね合いですとか、新しい自治組織をつくって何をするのかということもあり、町会からも自分たちでいろいろと今頑張っているというような意向などもありまして、検討中というところです。

それから、住民投票につきましては、これはかなり大きい問題で、いろいろな課題、外国人の参加の問題ですとか、それから何を新宿区で住民投票の対象にするのか、議会との関係、結果の拘束力といったこともございまして、今のところそういった課題整理をしているというところで、特段、何か議会でそれについて検討したとか、そういったところは今のところございません。

○辻山会長 どうぞ。

○樋口委員 4年って、かなり一定の期間だと思うんです。その間にこうやって基本条例で定めたことが全く変化がない、進まないというのはやはり納得できない部分がありますので、今後ぜひ行政においても、それからまた区長も新宿はかわられたわけですので、そのあたりのご検討というか、ご判断をお願いしたいと思います。

○企画政策課長 区民の方で、自分たちで住民投票の勉強会とか、いろいろとやられたりもしている。我々もそこに参加させていただいてお話を聞かせていただいたりしているというような状況がございすけれども、今後、行政側としても住民投票等についても検討していかなくてはいけないなというところがございます。

今回は、4年に一度の評価ということで、2つの条例についてもまだまだこれからだということもあったり、区民意識調査の結果、条例の認識度は低かった余りに認識度が低い条例について検証しましょう。と言っても、誰もあまりよく知らないのに、何をどうやって検証していくのかということもあって、条文、前文が何だとか、条例についてどうだとか、そもそものところから始めても、なかなかなかなか進まないのではというところがありましたので、皆さんに直接関係する行政サービス、具体的な区の制度、

仕組み、そういうところを取っかかりにして評価し、まずは条例の全体像なり構成の趣旨をつかんでもらおう。そこから始めて、今日は課題としても挙げさせていただいておりますけれども、前文ですとか、条文についても、ここではなかなか時間もないので、議論をし尽くせないため、今後の課題として提起していくというように考えてやってきたというところですよ。

先ほどの議会とのやりとりの中でも言いましたけれども、とにかく条例のPRをしていこうということで、この会議自体もホームページに載せさせていただいて、PRにも使わせていただいているということで、まずは認知度を高めていかななくてはならないということもあって、しかも4年間は長いようで結構短いので、その間に何かやったのか、できたのかというようなこともありますけれども、条例に規定するこの制度自体、皆さんにも今回、各課長から説明をしていただいて、議論していただきましたけれども、なかなか条例ができたからといってすぐに何か変化があるかということも難しいということもございます。

そういったこともありますので、少し長い目で見ながら、今回は、繰り返しになりますけれども、まず入り口ということで、まず条例の制度、仕組みというところを取っかかりにして、課題を見つけ出して洗い出していく。

それからもう1つは、今日も語句ですとか、条文についていろいろと皆さんからいただいたご意見を今後の課題としてさらに議論を深めていかななくてはならないということで、報告書では問題提起という形で挙げさせていただいているというところですよ。

条例について、漠然と何か議論だとか、見直しと言っても、なかなか取っかかりがつかめなくて、新しい価値の提起という話もありましたけれども、今回は初めての検証ですので、取っかかりとして次のステップに移っていければなというふうに考えているところですよ。

○辻山会長　どうぞ。

○安田委員　今、樋口委員からも全体的な感想という部分で述べられましたけれども、感想ではなくて、私個人的にも今後の検証、これはこれで1つの報告書という形ですけれども、次のステップをどのようにしていくかということも、この場である程度、今日じゃなくてもいいです、次回でもいいですけれども、やはり議論しておく必要があるんじゃないかなと思います。と申しますのは、先ほどご説明いただいた資料2の1ページにも、「この会議は、条例と関連する諸制度について検証を行うものなので、地域区分及

び地域自治組織、住民投票については、別に検討していく」という回答を行政のほうからもしておりますけれども、今後のスケジュールというのは、この部分というのは大事なことだと思うのです。基本条例にうたっていながら、何ら具体的なものの動きがないというのが今までのこの4年間だと思うのです。

ですから、これを契機に、議会も、最後の8ページを見ますと、何か人ごとのような感想を述べているんです。全くこれは自分たちの、どうするかという意識が、特別委員会のメンバーもどうも感じていないような感じがします。例えばここで「初めての取り組みであったので、試行錯誤されながら努力されていることが、当委員会としてとてもよくわかった」と。他人事ですよ、こんなのは。そういうことをこの検証会議でやはり刺激として次のところに行く。そのためには次回はずいぶん、今後のスケジュールの方向性というものを模索した中で、報告書にもそれをある程度加味した文言として入れてもらいたいという気がいたします。

以上です。

○辻山会長 関連ですか。

○土屋委員 同じように、今回、具体的に検証しなかった条文についても、今後、いつその検証をやっていくのかというようなことも明記していかなきゃいけないんじゃないかな。これは一部といえば一部ですよ、今回の検証というのは。それを報告書では条例の検証とか、条例の全体評価というような言葉を用いているので、そうすると条文全部を検証したんじゃないかというような捉え方もできてしまうので、やっていないことはやっていないということも明確にする必要があるんじゃないかと思います。

○辻山会長 どうぞ。

○企画政策課長 それについては、今回は、関連する項目の検証を行いますよ、今回はこういう形で検証を行いますということで、それぞれのところで、述べさせていただいておりますので、こういう中での全体評価ですよというふうにさせていただいております。

○辻山会長 これまでの意見の中では、今回はできていないけれども、次回以降はこういうことを初めから取り組んでねとかという、そういう申し送りは可能だということが言われてきたわけですね。それをどうするかというのは残っている。どうぞ。

○吉川委員 40ページなんですけれども、「市民主権」というところで、「考慮していく必要がある」という結びになっておりますので、当然、これから考えることも一つの項目じゃないかと思っておりますので、『「市民主権」というのはいろいろ幅があり』となり、

下のほうに『「区民主権」も考慮していく必要がある』というふうになっておりますので、「市民権」のいろいろというものと、「区民主権」との違いか、あるいは同じようなものなのか、知っておきたいと思いますので、これは会長にお話を聞かせていただきたい、その意味合いにつきます。

○辻山会長 この点につきますは、前回のこの検証会議が終わった後に、新宿区は本当にほかの一般の市町村と同じように、一般の自治体と言えるのかというご質問がありました。そのときに私が申し上げたのは形式論で、基礎的地方公共団体という意味では、一般の市町村と同じように扱うことになったんだよということを申しましたが、ただし地方自治法上、特別地方公共団体というふうに分類されていて、普通のとは分けられているという、そういう問題を抱えています。それについて、特別区は憲法上の自治体であるかどうかという、実は有名な裁判がありまして、これは昭和38年に出たものだったかなと思いますが、これはもしかすると、この間の基礎的地方公共団体というふうに明文で書き込んだことによって、少し判決の読み方を変えなければいけないかもしれない状況にあるというふうには思っていますが、完全にほかの市町村と全く同じですよというふうにはまだ言えない。そのことをこれからも新宿区及び区民の方々は議論していかなくちゃいけないんですね。その場合に、「区民主権」という形で区民というものに主権があるかのように言ってしまうと、ある種特別を押し出しちゃってということになりはしないかという、そういったことも検討課題であると思います。

本当は「市民権」なんだけれども、特別な制度によって23区の区民だけは「区民主権」と名乗っているんだという、まことにねじれた関係になっている。そこはこれからの長い課題でしょうか。国政上の改革課題でもあるなどは思っているのですが。

○吉川委員 なかなか複雑ですね。

○辻山会長 これは区民の努力や区民の声で変えられるというものでもないですよ。そこはつらいところです。

○吉川委員 なるほど。どうもありがとうございました。勉強になりました。

○辻山会長 どうぞ。

○内海副会長 本報告書、ご苦労さまでした。

きのう夜中に送られてきて、かなり頑張って作成されたんだと思います。特に重要なのが、最後のまとめの部分だと思えるんですけども、これを読ませていただくと、まとめの冒頭に書いてあるように、課題が整理されているということになっているんですけど

れども、その課題がおおむね3つあって、1つは先ほど来話があった関連諸制度に関する課題ということが挙げられているのが1つ目。それから2つ目がこの自治基本条例の条文に対する課題というのが挙げられているということ。3つ目が検討会議の今後の課題。

そういった内容をまとめようとしているということはとてもわかります。ただ、その3つがこの文章の中で混乱しているところがあったり、わかりにくいところがあるので、もう少し明確に書き分けていただけると、より3つがはっきりしてくるのではないかなというのがあります。

それから、もう1つが、今言いました3つ、関連諸制度の話と条文の話と検討会議の話で、一番これまで検討してきたからだと思うんですけども、関連諸制度に関する内容が最も多いんですが、この関連諸制度の内容というのは、その内容が主に行政活動についての課題ということになっている課題なんですね、中身を見ると。行政活動の課題が書いてあるというのは、行政評価とほとんど変わらないということの意味しているわけですので、もう少し書く、報告書としてまとめるときに、単なる行政評価、行政活動に対する課題というような一般的な書き方ではなくて、お気にされていると思いますけれども、自治基本条例との関係で、行政活動はどういうものであるのかというようなことを強調して表現されたほうが、この自治基本条例検討会だからこそ出てきた行政活動の課題であるというのが明確になるのではないかなというふうに思います。

それは報告書の各内容についての話なんですけれども、もう1点は、さっきから話が出ている条例の見直し条項についてなんですけど、これをもう一度、逐条解説で読み合わせると、2つのことが25条に書かれてあって、社会的な情勢とか、関連諸制度がいろいろ変わってきているので、自治基本条例自体を見直さなきゃいけないということがもう1つと、もう1つは、自治基本条例が関連諸制度に反映されて、ちゃんと運用されているのかどうかということがもう1つなんですけれども。この後者については今回結構やったと思うんですけど、前者について、いろいろと議論をする時間がなかったような気がするので、それが条文に反映する事項だと思うんですけども、実際に新しい社会情勢の変化なども踏まえつつ、この基本条例がどのような形で運用されるべきかというようなことも含めて、今後、検討の課題内容にしていきたいというふうに思うんですけども、その意味では、この条例の見直し自体が、先ほど来お話があるように、どのようにすべきかというのは、かなり大きな課題ではないかな。そのことによってこ

の基本条例自体がこれからどのように運用されていくか自体も変わってくるのではないかなというふうに思います。

今幾つかのことを言いましたけれども、条文の内容と、それから見直しの内容、大きくは2つ申し上げましたので、参考にしていただいて、報告書をブラッシュアップしていただければなと思います。

○辻山会長 どうぞ。

○企画政策課長 25条のところの2つの視点の1つ、社会経済情勢の変化というのは、例えば法改正、制度改正ですね。地方分権改革とか都区制度改革など、この条文の中にいろいろと関係してくるところもございます。大きく区の制度が変わったり、区が市になったとか、そういったこともあるかもしれませんので、そういった制度改正などを捉えて条文も改正していくことが必要であるということ。もう1つのご指摘については、文言整理などで直させていただきます。

それぞれ条文に従って評価をしています。例えば15ページ、区民の権利ですと、生涯にわたり学ぶ権利ということで、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われているかというような視点で評価したという書き方にしていますが、そこら辺は少しわかりやすくさせていただきたいのと、それから、条例施行前と施行後、なるべく私どもも各課からの説明のときにそういう視点で説明してくれという話をしたんですが、難しかったところもありましたので、今回の書き方としてはそれぞれ条例の趣旨を評価の視点のとして、そういった視点からおおむね評価ができるとか、取り組まれていると思うというような書き方にしました。わかりにくければ、もうちょっと工夫してそこら辺を補っていきます。

○内海副会長 先ほど言ったその3つは少し明確にされたほうがいいのではないかなというふうに思ったのと、あと、1番の関連諸制度の評価、課題というのが、指摘させていただいたように、行政活動の評価になっているということで、そこに今回力を入れたことが本当によかったのかどうかというようなことも、今後の検討会議を行っていく上では議論をしたほうがいいなというふうに思っていて、自治基本条例自体の評価の基準というようなものであったりとか、どのような視点でやるかとか、その評価をどういう基準で行うのかというようなこと自体をしっかり考えていかないといけないのではないかなというふうに思いました。むしろ、そこだけかなりの時間を費やしてもいいぐらいだなというのが全体の会を通しての感想です。

ですから、報告書としては今までやったことをまとめるわけだから、うまくまとめていくということがとても必要だし、それだけでも第1回目の評価というのは意義があると思うんですけれども、次回検討していく、あるいは継続的に検討していくためには、この検証をどのようにしていくのかというようなことを今回の問題も踏まえて議論を引き続きやっていくべきだというふうに思いました。

○企画政策課長　そうですね、そういった視点も含めて41ページの第25条の条例の見直し等というところで、これはかなり重たいというご指摘もございましたけれども、「また、検証のあり方についても示していくことが必要である」ということを記載させていただき、今後十分に議論していく必要があるということで、問題提起をさせていただいています。こういったところできちんと挙げさせていただいている。わかりにくければまた書き方を少し工夫させていただきます。

○内海副会長　そうですね、ひょっとしたらもう少し充実して書いていただいたほうがいいと思いますね。1ページぐらいとか。

○企画政策課長　基本的にこれは報告書なので、この中で議論したことについてまとめており、勝手にこちらで作文して提案できないので、そこはご理解を頂戴いただきたいと思います。

○辻山会長　その検討が重要だというような話をして、先ほど安田さんと土屋さんがおっしゃったと思いますけれども、じゃあ具体的にどういうことが課題で、どういうアクションをしていかなきゃいけないのかというようなことというのは、申し送りということも含めて、議論した内容を使って書けるとも思いますので、その辺ご検討いただければと思います。

○企画政策課長　基本的にこの報告書というのは皆さんのこれまでのご意見について、あるいは評価のときに書いていただいたものを基本にしていますので、余り勝手なことは書けないので、それは今までの議論の範囲の中である程度まとめさせていただきたいと思います。

○内海副会長　ここで今議論していた、勝手なことじゃなくなるわけですね。

○辻山会長　今日は大分出ていますからね。

○内海副会長　だから皆さんご意見を言われるのはいいかもしれないです。

○辻山会長　だから、例えば住民投票や地域自治について、これは4年もたってもまだできていないというのは、立法不作為だよと言って書いてしまうのも手だし、しかし、そ

んなことで議会がしてくれるものでもないというのはわかっているんで、やっぱり地域協議会とか、自治会関係者とか、行政、議会の三者で委員会をつくれというふうに言うか、そこら辺のニュアンスの違いはあろうかと思うんですけども、そういうスタンスはあっていいんじゃないかなという気はするんですよ。どうぞ。

- 吉川委員 例えば、これは評価を見ると、A、B、C、D、Eと分かれておりますが、みんなC以上で、まあまあじゃなかったかという意味合いになりますが、これがDとEが多い評価の項目が多かった場合や、悪いところの評価が多かった場合、この場合についての報告というのは、これからの進め方についてはどうなるのか、もしそういうあれが仮定としてあった場合は。
- 企画政策課長 今回はよかったので、おおむね評価と書きましたけれども、悪かった場合はその何が悪かったのかとか、今後の本当の検討課題として挙げざるを得ないかな。それはもしDとEが多かった場合、そのような方向になるかと。
- 吉川委員 次回にするとということですか。
- 企画政策課長 そういうことになると思います。
- 辻山会長 どうぞ。
- 安田委員 最後のまとめの中の42ページの中で、必要な措置については云々から、議会及び区の三者での取組みを行うこととなる、こういう文言が入っているということは、私は非常に大切なことだと思っています。

これをどのように具体化していくかというのがまた一つの、先ほど質問というか、スケジュール化というのはどこかで議論していかなくちゃいけないんだと思うんですけども、そういうステップアップした次の検証会議というもの、伊藤さんもそれは当初から述べられていたと思うんですけども、この辺の絵書きというものがここになかなか書きにくいと思うんです、スケジュールは。けども、こういう課題というか、次回の検証会議のスケジュール化を要望しているので、その辺を何か工夫した文言を入れておいてもらえればというのが1点と、私は常に、条文の文言というものに対して、それぞれの方々がそれぞれの考えで価値観を持ったり、いろいろするわけですよ。例えば議会の報告の中でも出ておった平和とか、いろいろな自由とか、そういったものもそれぞれの観点からすると、議論がかなり重要な部分、先ほどの市民主権なのか、区民主権なのかというのも、これは本当はよほど議論しなくちゃならないと、文言をそのままぼんと入れていいものだというわけにもいかないかもしれない。

私はいつもこの中で前文、前文と言って、くどいようですけれども、今度のぶら下がり条例2つの中では、多文化共生という1つの文言でくくっていますけれども、この2つの意味には相当かかわりを持つんですよね、この多文化共生。その議論に対して、やっぱり時間は相当費やして、どういう多文化共生社会を新宿区でつくっていくのかという前提の議論がないとすれば、住民投票条例も、地域自治組織も、十分とは言えない、反映されたものにならないような気がしておるので、ぜひこの辺も、これは報告書に書かないでもいいですけれども、そういった条文のキーワードに対しての議論の場というのは、私は大いにすべき、その前提の議論というのがどうもないと見えないんですね。それを今後もスケジュールの中の1つとしてぜひ加味していただければと思うんです。

以上です。

- 企画政策課長　なかなかこの報告書でスケジュールまで記すというのは、ご指摘のとおり難しいものがありますので、課題提起というところで多文化共生についても議論をしていく必要があるということにしています。ただ、次のステップについては何か工夫はさせていただきたいと思います。
- 辻山会長　どうぞ。
- 土屋委員　例えば、この会での申し送りの要望として、行政と区民と議会と三者で話し合って、4年を超えない範囲内で、素案だけでもこの2つの条例はつくっていただきたいというようなことを明記していただくというのも一つの手じゃないかと思うんですけれども、やっぱり4年を超えない範囲で、何らかのものをやってほしいというようなものは、そのスケジュールぐらいはしっかり明記したほうがいいのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 内海副会長　ここでいろいろ議論した内容しか報告に反映できないということですので、条例の見直しをどうしていくかということについては十分議論する時間が余りなかったですね。ですので、もちろん今お話をされてもいいかと思えますし、次回までに、これに対していろいろなご意見を言う期間があるということですので、あわせて今後、検討会議をどのようにしたらいいのかというようなお考えもあわせて送っていただくというのはいかがでしょうか。
- 企画政策課長　もともとこの会議自体が条例と関連する諸制度に関することの検討という話ですので、どこまでそれが触れられるのかという問題もあり、今回はこういう形でまとめさせていただいて、次のステップとしてこういう課題があつて、次はどうしたら

いいかというような程度でまとめさせていただいているというところです。

その先に踏み込むところまではちょっとどうかというところがあります。

○高野委員 さっきから課長が答弁していただいているのは、どうも、学者が書いた報告書に私見がはいったり、あと最後は「こういうふうにあるべきだ」というものが必ず報告書にありますね。だけど行政が書くと経過と結果。その結果というのも皆さんの出た意見ということであって、それが客観性に富んでいるかどうかということは全くお構いなし、そういうふうなまとめ方しかできないような報告書しか役所はつくれないのかなということをまずお聞きしたい。

それと、今ここでみんなが最初から言っているように、方法に関しての検証の仕方。見直しじゃなくて、検証をすると25条でなっていますので、その検証の仕方をどういう形でやって、今後これはこういうことが、こういうふうになるべきだということは、やはり書くべきだというふうに思います。

それが最後のまとめのところであってもいいけど、もう1つ項目を増やしてもいいと思いますね。その提案という形でのものでもいいんじゃないか。そういうことになると、そこでみんなが言いたいことをそこに全部書き込めるかどうかはわからないけれども、そこで最低限、この会議がまともに運営できていたのかなということもそこでわかるだろうし、そうでなければ我々がただ行政の言いなりになった、要するに人集めパンダみたいな形での扱いをされて、「何だ、これ」というような。そういうふうな報告書はもういいかげん卒業していただいて、ちょっとは方向をここで変えていただかないとどうにもならないんじゃないか。ただ、行政の出す報告書の方程式があるので、それにはそぐわないかもしれないけれども、その辺を考慮しながらつくっていただけないかなというのが私の意見です。

○辻山会長 すごい意見が出ましたね。検証のやり方自体が基本条例の思想と違う、こう言いたいわけですね。どうぞ、伊藤さん。

○伊藤委員 会議が始まってから私は参加したわけなんですけれども、会議が始まる前に、どうやって会議をするかというのが入っていたらもっといい会議ができたのかなというのは、多分皆さん思っていると思うんですけれども、今回、そういった意見を僕も結構いろいろな方から聞いていたので、報告の中にも、次回の会議には会議開催の前に、どんな感じで会議をやるのかという議論を、区民を交えてするというのを残しておけば、もうちょっとよくなるのかなと思うので。ただ、今すぐ次回の会議はこうしよう

いう話をするのは難しいと思うので、必ず次回は会議の前に区民を交えてやりましょうという話にするといいのかなと思います。そういったご提案です。

○企画政策課長 今お二人から提案のありましたそのやり方については、一応、41ページの25条の条例の見直しのところにあります。先ほどご指摘がありましたので、ある程度検証のあり方というところで少し膨らませて、書かせていただきたいと思います。今お二人からお話がありましたので、そのところ、検証の進め方、やり方についても議論していくことが必要だという形で、これはきちんと進めさせていただきます。

○辻山会長 それでもいいし、ここに括弧して「別項」と起こしておいて、別項を立ててもいいぐらいのボリュームだとは思いますが。

○高野委員 今後、これは立てたほうがいい。

○企画政策課長 条文に従ってこれをつくっているの、そのところに入れておきます。

○斉藤委員 課長に質問ですけれども、よろしいですか。

特別委員会でいろいろな議員の方の意見が出たと思うんですが、1つ、3ページの真ん中ぐらいで、「前文には、安全、安心」云々と書いてあって、「いろんな意見を伺って、特別委員会でも考えていくべきだと思う」、その下に「4年ごとの見直しなので、今回の見直し、次回の見直しについても、先を見越した検討をしていきたいと思っている。今後の検証会議の報告を注視していきたいと思う」と書いてありますが、自分たち、要するに議会のほうでもこれから検討していくという方の意見と、別にいいんじゃないかという意見が何かあるようにも見えてくるんですけれども、全体的にどうなんですか。議会のほうは結構頑張ってやっていくよというような意見なんですかね。

○企画政策課長 今回はこちらの会議でやったことについて報告をして、そこでいろいろな議論をするというところでございまして、何かアクションを起こしていくというところではないかなと感じています。

○斉藤委員 でも、「特別委員会で考えていくべきだと思う」というふうに書いてあるわけじゃない。ということは、やはりある程度、意気込みがある意見だと思うんですよ。

ただし、先ほど安田さんが言ったように、一番最後のところで、課長も資料を用いて丁寧に説明していることなど、そういった努力もPRに努めていただければと思う。

「いただければと思う」ではなくて、私たち区民代表が議会なのだから、反対に私たちがPRしていくべきだ。ですから、行政も一緒に頑張っていきたいという意見のほう、本当はもっと強い意見だと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○企画政策課長 確におっしゃるとおりでございますが。

○斉藤委員 よく言っておいてください。

○企画政策課長 こちらから議会に対して、議会のところを検証してくれとは言にくいところもありますので、そこら辺は次回以降に。

○斉藤委員 じゃ反対に、委員会に行って、我々がもっと力を入れてもっと押し進めてくれというようなことは言っても構わないわけですよ。課長が言いづらかったら、私がかわりに行ってやってきます。

○辻山会長 実は今の件は25条の理解の仕方にもかかわっていて、主語は「区長は」となっているんですよ。この「区長は」というのがどこまでかかっているかというのと、「区民及び議会とともに検証を行い」までかかっているとすれば、区議会に働きかけて、三者での検証会議を起こす義務があると読むべきなんですね。

そうでないんだ、「必要な措置を講ずるものとする」だけにかかっているというふうには読むかどうかという、そういう読み方の問題。この問題は条例を作成した検討委員会が、一種の解説本をつくるまでの責任を負わなかったということにもあります。

解説本は行政が書いたんでしょ、逐条ね。

○内海副会長 逐条ね、それを読むとそうなってしまいますよね。

○辻山会長 それは、つくったときの責任もちょっとあるなというふうに思いますが、そこら辺をはっきりさせて行動をとってもらおうというのも、この検証会議の役割の1つだと思っております。

時間が迫ってきましたので、会長一言コメントみたいなことがメモに書いてあったので、しゃべりますけれども。

白状しますけれども、私は普通の審議会とかというのは出たことがないんです。ましてや、責任者をやったことはありません。これまで出たのは基本構想の審議会が2つと、もう1つぐらいでしたが、ともに途中で辞任しておりますので、ですから、これまで基本条例の検討会議は恐らく6個か7個ぐらいはやっているんですけども、これはご承知のように、事務局は原案をつくりません。全て今日はこのことについて議論をしましよと言っていて、参加している委員の皆さんと議論するという形式でやってきましたので、今回のように、大変優秀な事務局がいて、段取りがいいというのは、実は私も初めてでございます、戸惑っています。

そのことはどんなところかというのと、実は内海副会長も含めて、ある種の理論に属し

ている職業の人も反省しなきゃいけないんですけれども、この中で使われている言葉をきちんと検証しなければ、この基本条例の価値がわからないという事態に今なっているんです。

それはどういうことかという、中でもちょっと触れてありましたけれども、情報のわかりやすさということについて、私は一応紹介しましたけれども、あのニセコ町では職員がもう七転八倒してつくった資料が、ちっともわかりやすくないじゃないかという非難にあって、また七転八倒しているという、そういう姿もあるぐらい、実は大変なことなんです。

ただ、この検証会議ではそういう紙面とか、そういったことのわかりやすさというのを主にやったりしているところがあって、わかりやすい情報、わかりやすい資料とはどういうものかという、わかりやすさということについて、これまで余り議論されてきていない。それから、例えば行政の組織についても、いわゆる縦割りじゃなくて、組織相互の横の関係をきちんとつくっていきなさいよと言っているんだけど、それがどのようなものであって、その成果でどういう効果が出てくるのかということも実は余り検証はされていません。はかり方もわかりません。私たちが行政組織図を見せてもらっても、これは縦割りだねと、どこを見てもみんな縦割りにできています。問題はそれを横につなぐ関係をどうつくっていくかということなんでありまして、それもどうやったら評価できるのか、測定できるのか、ということがわからない。

ずっと見てみましたけれども、伊藤委員も言われましたけれども、参加する権利というんだけど、それって本当に保障されているのということがどうやったらはかれるのかというようなことについて、余り私たちも実は詰めていないというところがあるんです。

そこでどんな条例を置いているか、市民参加条例があります、ああ、そうですか、よかったねとなってしまう、そういう検証にちょっと陥りがちになっているというようなことを私の気持ちとしては、次回も4年以内に開かれるであろう検証会議に向けて、どのような検証方式・方法をとれば、評価できるのかというようなことについて申し述べたいなというふうに実は思っているところです。

それから、つくるときにかかわった人間がこんなことを言って申しわけないんですけれども、この条例の中には「適切に」という言葉が4カ所も5カ所もあります。この「適切に」というのはあなたの裁量に任せているよという意味なのか、本当にあなたの

やっている処理の仕方が適切なのかということの評価する方法があるのか。これなんかもよくわかっていません。

そういう意味では、「適切に」、あるいは「公正・公平に」とかというようなことをどうやって実現していくのかということも、やはり検証していかなければいけないのだなということをしみじみ感じているところでございまして、短い時間ではありますけれども、今日の議論を踏まえて、何らかのたたき台を用意してくれるので、それを早目に送っていただいて、私たちがそれにそれぞれ赤を入れるという作業をやって、何とか3月の最終にこぎつきたいなと思っておりますので、どうかご協力のほどをお願いいたします。

○企画政策課長 わかりました。

では、事務局から。

今日いろいろなご意見をいただきましたので、特に条例の見直し、検証のあり方というところは結構大きかったので、41ページにも書いてありますけれども、少しこのところは膨らませて、どういう検証のあり方がいいのかというところは、課題提起ということで、かなり膨らませていただきたいと思います。

また、今日出ました意見なども踏まえまして、特に最後のまとめのところは少し手を入れさせていただきたいと思います。

あとは辻山先生のほうに「はじめに」というところ、書いていただきたい。これは全面的にまた直すというのは、かなり難しいものですから、今回、37ページ目以降のまとめにつきましては、ここに内海先生からも指摘がありましたけれども、少しわかりやすく課題を整理したい。今日、意見がございましたところについて、膨らませて記載をさせていただきたいと思います。

○辻山会長 内海さんのは4章以降でいいんでしょ、大幅に手を入れるのは。

○内海副会長 そうです。前はかなり皆さんがやっていらっしゃることを丁寧にまとめていらっしゃるなという印象でした。

○企画政策課長 4章のところを課題が3つあって、何かわかりにくいということがありましたので。

○内海副会長 そうですね。

○企画政策課長 この整理と、それから結構、今日、皆さんからご指摘いただいて大きかったところは、検証のあり方のところの課題の提起、そこら辺を中心に直させていただ

きたいと思います。

文言については、前文とか条文の語句については、こういった形で今のところは載せさせていただきますと考えております。

○辻山会長 いいですか。では、そういうことで、最終の答申というのかな、区长への提出までこぎつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日は終わりにしますけれども、事務局から何か。

○事務局 それでは、事務局のほうから一言、連絡を申し上げます。

それでは今から、事務局からのお知らせという黄色いペーパー、それと資料1を校正用ということで、同じものをもう1部お配りいたします。それと返信用の封筒をおつけしてございますので、そちらのほうに校正というような形と、もし何かご意見とか、そういったことも書けるかと思っておりますので、朱書きでご記入をいただきまして、大変恐縮ではございますが、2月20日金曜日ごろまでに投函をしていただきたいと思います。黄色いペーパーのほうにも書いてございますので、よろしく願いいたします。校正していただいた部分につきまして、必ずしも反映されない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

それと、今後のスケジュールでございますが、今後、校正いただいたものをこちらのほうでまた訂正をさせていただきますして、また、次回の検証会議のご案内と一緒に新しいものをお送りさせていただきますと思います。

②の今後のスケジュールでございますが、第8回検証会議につきましては、3月13日金曜日、午後3時から開催したいと思います。場所は変わりました、以前1度だけ、第5回のときに開催をした場所です。新宿区役所の第1分庁舎6階、人材育成センター研修室Aというところで開催いたしますので、お間違えのないようお願いいたします。

内容につきましては、今回の検証結果報告書の最終的な決定ということを予定してございます。

事務局からは以上でございます。

○企画政策課長 今、校正という話がありましたけれども、「てにをは」を直すのは当然ですけれども、少しご意見などもあれば、今日、出たご意見と重複するものでも構いませんので、書いていただければと思います。

ただ、それを全部反映するというわけには多分いかないと思いますので、基本的には

今日出された意見について、皆さんの方向性はわかりましたので、そこを中心に直させていたいただきたいと思っております。

○辻山会長 どうぞ。

○高野委員 意見ではないです、お願いですが、次回の3月13日に私どものほうで自治地域組織というか、地域自治の素案というか、骨子をまとめたのがありますので、それとあと、住民投票制度のその素案というか、骨子がありますので、それを説明する時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○辻山会長 わかりました。それは例えば報告書の一番後ろに、資料か何かに添付させていただきます。

○企画政策課長 それは違ふと思ひますよ。配るといふ話ですよ。

○高野委員 検証会議が終わった後にですね。

○土屋委員 それで説明を。

○企画政策課長 この会議が終わった後に皆さん残って、終わった後に説明するというこゝとでよろしいですか。

○高野委員 何か話が。

○企画政策課長 会議録に残るといふことでしょうか。

○辻山会長 区長に答申するときにくっつけて出すんでしょ。

○高野委員 参考資料にしていだけるなら。それはできないんですね。

○企画政策課長 はい。報告書に載せるといふことは、この会議の報告資料じゃないので、それはできないです。

○高野委員 わかりました。

○辻山会長 どうぞ。

○斉藤委員 特別委員会はいつあるんですか。

○企画政策課長 次回は2月17日火曜日、13時30分からになります。

○辻山会長 ほかはよろしいですか。

それでは、第7回の検証会議を終わります。

どうもお疲れさまでした。

午後 4時00分 閉会